

## 被災宅地復旧アドバイザー制度要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、危険宅地において防災上必要な措置をとろうとする所有者等に対し、災害防止に係る専門家を派遣する制度（以下「被災宅地復旧アドバイザー制度」という）の実施にあたり必要となる事項を定め、早期の復旧を促し、ひいては災害の防止に寄与することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）及び宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

#### (1) 専門家

弁護士、宅地建物取引士又は宅地造成に伴う業務に精通している者等で、次項に規定する専門家団体より派遣された者をいう。

#### (2) 専門家団体

弁護士、宅地建物取引士又は宅地造成に伴う業務に精通している者等が所属する団体で、被災宅地復旧アドバイザー制度について市長と委託契約を締結している団体をいう。

#### (3) 所有者等

宅地の所有者、管理者又は占有者をいう。

#### (4) 危険宅地

法第16条第2項の勧告若しくは法第17条第1項の命令を受けた宅地又は勧告に相当する状況であると市長が認めた宅地をいう。

### (対象者)

第3条 被災宅地復旧アドバイザー制度が利用できる者は、危険宅地の所有者等で、法第16条第2項の勧告若しくは法第17条第1項の命令、又は市の指導、助言に従って防災上必要な措置をとる意思のある者とする。

### (利用の範囲)

第4条 危険宅地の所有者等は、当要綱第6条に定める相談決定を受けた場合、自らが危険宅地の是正を図る場合に障害となっている課題に対応した専門家から相談を受けることができる。

### (費用負担)

第5条 前条の相談において、当該地における専門家相談の経費を原則3回まで市が負担するものとする。

2 市長が特に必要と認めた場合は、前項にかかわらず、市負担による相談回数を増加することができる。

(申請手続き)

第6条 専門家の相談を受けようとする危険宅地の所有者等(以下「申請者」という。)

は、相談申請書(様式第1号)に必要事項を記載し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項について相談が必要と認めた場合、専門相談の種別を決定し、専門家団体に相談申請書(様式第1号)の写しを送付し、相談を担当する専門家(以下「相談担当者」という。)の選任等を依頼する。当該専門家団体は、相談担当者を選任し相談受託通知書(様式第2号)により、市長に通知する。

3 市長は、申請者に相談決定通知書(様式第3号)を交付し、通知する。

4 申請者は、相談決定通知書に基づき日程等を調整のうえ、相談を受ける。

(報告)

第7条 申請者は、相談担当者から相談を受けた場合、その結果を速やかに市長に報告し、市の指導を受けなければならない。

2 相談担当者は、その結果を相談結果報告書(様式第4号)により市長に報告しなければならない。

(相談の取り下げ)

第8条 申請者は、特別な事情により相談申請を取り下げるときは、相談取り下げ申請書(様式第5号)により速やかに市長にその旨を申出なければならない。

(相談決定の取消し)

第9条 市長は、相談が必要と認められた申請者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該相談の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正な行為により相談の決定を受けたとき

(2) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき

(費用の返還)

第10条 市長は、前条の規定により相談の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る相談を既に実施しているときは、期限を定めて、当該相談において市が負担した費用の返還を相談申請者に命じることができる。

(施行の細則)

第11条 この要綱の定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は建設局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年5月1日から施行する。